平成２７年（フ）第３１７号
埼玉県草加市柳島町635番地６　サンレディアントＡ―102号
債務者　永里貴久子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
愛知県一宮市開明字樋西62番地３
債務者　白谷圭緯子こと　白谷　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０１号
愛知県一宮市冨田454番地５
債務者　野島　章男
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１９号
愛知県豊田市京町１丁目102番地１　ＧＢⅡ106号
債務者　増田　祥之
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
大阪府和泉市井ノ口町５番24号リバーサイド井の口101号
債務者　川端　辰弥
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
大阪府泉佐野市長滝4062番地の11
債務者　本田　眞弓
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
大阪府泉南市中小路２丁目1860番地の１介護老人保健施設ケアセンターホリ、住民票上の住所大阪府泉南市岡田１丁目1754番地の２
債務者　勘野　一雄
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目６番25―601号
債務者　清水　　護
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目６番25―601号
債務者　清水　美樹（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
大阪府泉佐野市長滝3818番地の１
債務者　清水さやか
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
大阪府阪南市黒田694番地の１
債務者　甲斐　照代
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
島根県江津市和木町355番地３
債務者　多幾　一幸
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第３３７８号
大阪市淀川区木川西４丁目４番１―508号
債務者　田口　　武
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４６６号
東京都葛飾区奥戸４丁目17―３　第六鈴善荘103号
債務者　陣野　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４９１号
東京都板橋区蓮根１丁目12―13―101
債務者　中山　則夫
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４９７号
東京都墨田区緑３丁目13―７―504　日の本ビル
債務者　三浦　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５０４号
東京都練馬区北町２丁目35―３―301
債務者　竹田　堅一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部